

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、翌
の翌日)

目 次

◇規 則
鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規
則

鳥取県団体管土地改良事業助成条例施行規則の一部を改
正する規則

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

その2 体育施設等

鳥取県立健康増進センター体育施設等利用許可申込書

職 氏 名 殿

下記のとおり鳥取県立（東部・西部・中部）健康増進
センターの体育施設等の利用を申し込みます。

記

受付 番号	申 込 年月日	年 月 日
申 込 人	(ふりがな) 氏 名	利用人員
	連絡先	(電話)
利 用 年月日	年 月 日	
利用時間	時 分から 時 分まで 時間	
利用区分	1 トレーニングホール (一般利用 (中学生以下・高校生以上) 大ホール専用)	
	2 テニスコート (専用)	
	3 入浴施設 (中学生以下・高校生以上)	

鳥取県規則第十三号
鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則
鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号中「テニスコート」を「トレーニングホール及びテニスコート」に改める。
様式第一号のその2を次のように改める。

昭和五十九年三月二十七日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則の一部を改正する規則
鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則（昭和四十二年十月鳥取県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「開拓道路補修事業に係る補助金に」を削る。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 昭和五十九年四月一日前に鳥取県団体営土地改良事業助成条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第三号）の規定により補助金の交付を受けている開拓道路補修事業に係る補助金については、改正後の鳥取県団体営土地改良事業助成条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則
鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一及び二を次のように改める。

一 土砂採取料

区 分	採 取 料	
	単 位	金 額
土砂	一立方メートルにつき	九〇円
砂利（かき込み砂利を含む。）	一立方メートルにつき	一三〇円
栗石		一三〇円
転石	一個につき	九〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額

二 占用料

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則

水域	地空共公							区 分	占 用 料			
	工作物の設置を伴わないもの	工 事 物 置 伴 同 設 物 の 用					送電塔			街灯(電柱であるものを除く。)	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	建物
		看板又は広告板	その他の工作物	類の他の管	水道管、下水管、ガス管	水管、下						
占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	長さ一メートルにつき一年	外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一本につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年		
一三〇円	一三〇円	一六〇円	三、六〇〇円	五二〇円	二六〇円	一〇〇円	五二〇円	二七〇円	七二〇円	一六〇円		

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徴収規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号)

の一部を次のように改正する。

別表の一及び二を次のように改める。

一 使用料

区 分	使用 料	単 位	工 事 物 置 伴 同 設 物 の 用			街灯(電柱であるものを除く。)	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	送電塔	塔類	類の他の管		
			水管、下水管、ガス管	水道管、下水管	水道管、下水管					外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
市 区 域	金 額	年 一 本 につ き 一	五二〇円	七二〇円	五二〇円	二七〇円	七二〇円	五二〇円	三、六〇〇円	一〇〇円	二六〇円	五二〇円
町 村 の 区 域	金 額	年 一 本 につ き 一	四一〇円	五五〇円	四一〇円	一七〇円	五二〇円	四一〇円	一、八〇〇円	八二円	二〇〇円	四一〇円

二 採取料

区 分	単 位	採 取 料	
		金 額	採 取 料
土砂	一立方メートルにつき	九〇円	
砂利(かき込み砂利を含む。)	一立方メートルにつき	一三〇円	
栗石	一個につき	一三〇円	
転石	一個につき	九〇円(長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとくに九〇円を加算した金額)	
竹木(埋もれ木を含む。)	時価を勘案して知事が定める額		

標 識	年 本 につ き	一 本 につ き	採 取 料	
			金 額	採 取 料
看板又は広告板	表示面積一平方メートルにつき一年	三、六〇〇円	一、八〇〇円	
通路(橋を含む。)	使用面積一平方メートルにつき一年	九〇円	六〇円	
建物	使用面積一平方メートルにつき一年	一六〇円	一一〇円	
その他の工作物	使用面積一平方メートルにつき一年	一六〇円	一一〇円	
耕作地	使用面積一平方メートルにつき一年	八円	五円	
放牧場又は魚介養殖場	使用面積一平方メートルにつき一年	四円	三円	
その他のもの		一三〇円	八〇円	

附 則
この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一及び二を次のように改める。

一 占用料

塔 類	区 分	単 位	占 用 料	
			金 額	占 用 料
送電塔	電柱又は電柱の支線若しくは支柱は支柱街灯(電柱であるものを除く。)	一本につき一年	七一〇円	五五〇円
		占用面積一平方メートルにつき一年	二七〇円	一七〇円
広告塔	塔類	表示面積一平方メートルにつき一年	五二〇円	四一〇円
		表示面積一平方メートルにつき一年	三、六〇〇円	一、八〇〇円

二 土石採取料

区 分	単 位	採 取 料 額	工作物の設置を伴わないもの				工作物の設置を伴うもの				
			貯木場	放牧場又は魚介養殖場	耕作地	その他の工作物	建物	通路(橋を含む。)	看板又は広告板	標識	水道管、下水管、ガス管その他の管
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	五二〇円	四一〇円	一〇〇円	八二円	二六〇円	二〇〇円	五二〇円	四一〇円	四一〇円	四一〇円
貯木場	占用面積一平方メートルにつき一年	四円	三円	三円	五円	一六〇円	一一〇円	九〇円	六〇円	六四〇円	四一〇円
放牧場又は魚介養殖場	占用面積一平方メートルにつき一年	四円	三円	三円	五円	一六〇円	一一〇円	九〇円	六〇円	六四〇円	四一〇円
耕作地	占用面積一平方メートルにつき一年	八円	五円	五円	五円	一六〇円	一一〇円	九〇円	六〇円	六四〇円	四一〇円
その他の工作物	占用面積一平方メートルにつき一年	一六〇円	一一〇円	一一〇円	五円	一六〇円	一一〇円	九〇円	六〇円	六四〇円	四一〇円
建物	占用面積一平方メートルにつき一年	一六〇円	一一〇円	一一〇円	五円	一六〇円	一一〇円	九〇円	六〇円	六四〇円	四一〇円
通路(橋を含む。)	占用面積一平方メートルにつき一年	九〇円	六〇円	六〇円	五円	九〇円	六〇円	六〇円	六〇円	六四〇円	四一〇円
看板又は広告板	表示面積一平方メートルにつき一年	三、六〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	五円	三、六〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円	六四〇円	四一〇円
標識	一本につき一年	六四〇円	四一〇円	四一〇円	五円	六四〇円	四一〇円	四一〇円	四一〇円	六四〇円	四一〇円
水道管、下水管、ガス管その他の管	長さ一メートルにつき一年	二六〇円	二〇〇円	二〇〇円	五円	二六〇円	二〇〇円	二六〇円	二〇〇円	二六〇円	二〇〇円
外径が〇・四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二六〇円	二〇〇円	二〇〇円	五円	二六〇円	二〇〇円	二六〇円	二〇〇円	二六〇円	二〇〇円
外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	二六〇円	二〇〇円	二〇〇円	五円	二六〇円	二〇〇円	二六〇円	二〇〇円	二六〇円	二〇〇円
外径が一メートル以上のもの	長さ一メートルにつき一年	五二〇円	四一〇円	四一〇円	五円	五二〇円	四一〇円	五二〇円	四一〇円	五二〇円	四一〇円

土砂	砂利(かき込み砂利を含む。)	栗石	転石
九〇円	一立方メートルにつき 一三〇円	一三〇円	一個につき 九〇円

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和四十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表の占用料の欄中「一、四四六円」を「一、六九八円」に、「三一九円」を「三七五円」に、「七二三円」を「八四九円」に改め、別表第二の二及び三を次のように改める。

二 土地占用料

区 分	占 用 料		標識	看板又は広告板 (通路(橋を含む。))	建物	その他の工作物	塔類			街灯(電柱であるものを除く)	電柱又は電柱の支線若しくは支柱
	金額	市町村の区域					送電塔	広告塔	その他の塔		
	市町村の区域	町村の区域	年一本につき一	表示面積一平 方メートルにつき一年	占用面積一平 方メートルにつき一年	その他の工作物	外径が〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	年一本につき一	年一本につき一
	七〇〇円	五五〇円	六四〇円	三、六〇〇円	九〇円	一六〇円	一〇〇円	二六〇円	五二〇円	二七〇円	七〇〇円
	八二円	四一〇円	四一〇円	一、八〇〇円	六〇円	一一〇円	八二円	二〇〇円	四一〇円	一七〇円	五五〇円
	八〇〇円	八〇〇円	四一〇円	一、八〇〇円	六〇円	一一〇円	八二円	二〇〇円	四一〇円	一七〇円	五五〇円

三 河川産出物採取料

区 分	採 取 料		耕作地	放牧場又は魚介養殖場	貯木場	その他のもの
	金額	占用面積一平 方メートルにつき一年				
	八円	八円	八円	四円	四円	一三〇円
	五円	三円	三円	三円	四円	八〇円

区 分	採 取 料	
	金額	単位
土砂	九〇円	一立方メートルにつき
砂利(かき込み砂利を含む。)	一三〇円	一立方メートルにつき
栗石	一三〇円	一個につき
転石	九〇円	一個につき
竹木等(埋もれ木を含む。)	時価を勘案して知事が定める額	

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県規則第十九号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表の(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 占用料

鳥取県知事 西 尾 邑 次

標識	工作物の設置物を伴うもの			塔類			電柱又は電柱の支線若しくは支柱 街灯（電柱であるものを除く。）	区 分	単 位	占 用 料	
	水道管、下水管、ガス管その他の管	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	外径が四メートル以上のもの	その他の塔	広告塔	送電塔				金 額	市 区 域
一本につき一	長さ一メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	年	一本につき一	年	市 区 域	町 村 の 区 域	
六四〇円	五二〇円	二六〇円	一〇〇円	五二〇円	五二〇円	二七〇円	七一〇円	二七〇円	四一〇円	五五〇円	
四一〇円	四一〇円	二〇〇円	八二円	四一〇円	四一〇円	一七〇円	五五〇円	一七〇円	四一〇円	五五〇円	

(二) 土砂採取料

区 分	工作物の設置物を伴わないもの			耕作地	魚介養殖場	貯木場	その他のもの	看板又は広告板	表示面積一平方メートルにつき一年
	通路（橋を含む。）	建物	その他の工作物						
土砂	砂利（かき込み砂利を含む。）	栗石	転石	八円	四円	四円	一三〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円
単位	一立方メートルにつき	一個につき	一個につき	五円	三元	三元	八〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円
金 額	九〇円	一三〇円	一三〇円	一〇〇円	一一〇円	一一〇円	一一〇円	六〇円	六〇円

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則

九〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとくに九〇円を加算した金額